重要事項説明書 (建物の賃借)

斎藤 太郎 殿

2019 年 2 月 27 日

下記の不動産について、宅地建物取引業法(以下「法」という。)第35条の規定に基づき、次のとおり説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いします。

商号又は名称 GGG株式会社

代表者の氏名 大谷新

主たる事務所 100-0001東京都港区麻布十番2-2-1

免許証番号免 12345678 許年月日 6/1/1980

	説明をする宅地建物	氏 名	大谷 翔時	J			
	取引士	登録番号	12345678910)				
		業務に従事する事務 所	100-0001東京都港区麻布十番2-2-1				
			電話番号 311(111111)	_			

取引の態様(法第34条第2項)	代理・・(媒介)

7-11.	名		称	The Post Place Bldg
建	所	在	地	333 Post Street, San Francisco, California, 94108
	室	番	号	201
物	床	面	積	50 m² (登記簿面積 51 m²)
120	種類	及び	構造	SRC (Steel Reinforced Concrete)
貸	主氏名	3・信	主所	田中太郎
				100-0001 東京都 港区 麻布十番 1 – 1 – 1

■ Ⅰ 対象となる建物に直接関係する事項

1 登記記録に記録された事項

所有権に関する事項 (権利部(甲区))	所有権に係る権 利に関する事項	所有権以外の権利に関する 事項(権利部(乙区))
名義人 氏 名 Mac Hayashi	None on ownership rights.	None on rights other than ownership
住 所 2-2-1 Minami Azabu, Minato-ku, Tokyo 111-1111		

2 法令に基づく制限の概要

法令名	City Planning Law	
制限の概要	Law that restricts buildings blah, blah, blah	1

3 飲用水・電気・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況

直ちに利用可能な施設	施設の整備予定	備考
飲用水 公営 私営・井戸	年 月 日 公営・私営・井戸	
電 気 add column	年 月 日	
ガ ス 都市・プロパン	年 月 日都市・プロパン	
排水	年 月 日	

4 建物建築の工事完了時における形状、構造等(未完成物件のとき)

建物の形状及び構造	
主要構造部、内装及び 外装の構造・仕上げ	
設備の設置及び構造	

5 建物状況調査の結果の概要 (既存の建物のとき)

建物状況調査の実施の有無	有	無
建物状況調査の結果の概要	よかったですね。	

6 建物の設備の整備の状況 (完成物件のとき)

建物の設備	有無	型式	その他
台 所	No		
便 所	Yes		
浴室	Yes		
給湯設備	No		
ガスこんろ	Yes		
冷暖房設備	No		

7 当該建物が造成宅地防災区域内か否か

造成宅地防災区域内	造成宅地防災区域外

8 当該建物が土砂災害警戒区域内か否か

	1. たい(() (本放 北 (フ は))
	上
(土砂災害警戒区域内)	土砂災害警戒区域外

9 当該建物が津波災害警戒区域内か否か

津波災害警戒区域内				(津波	災害警	戒区域	外)	
0 石綿使用調査の内容								
石綿使用調査結果の記録の有無			有	ĵ			無	
石綿使用調査の内容		There is no asbestos found at all whatsoever						
1 耐震診断の内容								
耐震診断の有無			有	Ď			無	
耐震診断の内容		Earthq	uake st	tudy co	ntents	are her	e for you	
Ⅱ 取引条件に関する事項								
1 借賃以外に授受される金額 		受	<u>の</u>					
1								
2								
3								
4								
2 契約の解除に関する事項								
3 損害賠償額の予定又は違約金に関する	事項							
4 支払金又は預り金の保全措置の概要								
保全措置を講ずるかどうか		帯 ず	る	. (講じ	な	<i>\\</i> \	
保全措置を行う機関								

5 契約期間及び更新に関する事項

契約期間	(始期)2019 年 01 月 01 日 (終期)2019 年 01 月 31 日	年 1 月間	- 般 借 家 契 約 (定 期 借 家 契 約) 終身建物賃貸借契約
更新に関する事項			

6 用途その他の利用の制限に関する事項

用途制限	区分所有建物の場合における専 有部分の制限に関する規約等	その他
利用の制限		

7	敷金等の精算	に関す	る事項

8 管理の委託先

氏名 (商号又は名称) (マンションの管理の適正化の推進に 関する法律第 46 条第1項第2号の登録 番号又は賃貸住宅管理業者登録規程第5条 第1項第2号の登録番号)	The Big Management Company
住所(主たる事務所の所在地)	333 Post Street, San Francisco, CA, 94108

Ш	そ	01	他	の	事項	Ī
---	---	----	---	---	----	---

- 1 供託所等に関する説明(法第35条の2)
- (1) 宅地建物取引業保証協会の社員でない場合

営業保証金を供託した 供託所及びその所在地		

(2) 宅地建物取引業保証協会の社員の場合

宅地建物	名	称	
取引業保証協会	住	所	
	事務所の	の所在地	
弁済業務係 供託所及			

記載要領

① Iの1について

「所有権に係る権利に関する事項」の欄には、買戻しの特約、各種仮登記、差押え等登記記録の権利部(甲区)に記録された所有権に係る各種の登記事項を記載すること。

② Iの2について

「法令名」の欄には下表から該当する法律名を、「制限の概要」の欄にはその法律に基づく制限の概要を記入すること。

新住宅市街地開発法	新都市基盤整備法	流通業務市街地整備法
-----------	----------	------------

③ Iの3について

「備考」の欄には、特に施設に関する負担金を求める場合にあっては、その金額を記入すること。

④ Iの6について

「建物の設備」の欄については、主に居住用の建物の場合を念頭において例示したものであり、事業 用の建物の場合にあっては、業種の別、取引の実態等を勘案して重要と考えられる設備について具体 的に記入すること。 (例:空調施設、昇降機)

⑤ Ⅱの5 について

「一般借家契約」、「定期借家契約」、「終身建物賃貸借契約」のいずれに該当するかを明示すること。

⑥ 各欄とも記入事項が多い場合には、必要に応じて別紙に記入しそれを添付するとともに、該当部分を 明示してその旨を記すこと。

建物状況調査の結果の概要(重要事項説明用) 【木造・鉄骨造】

作成日 2019-02-27 The Post Place Bldg 様邸 建物名称 建 ☑ 住居表示 在 所 地 □地名地番 The Post Place Bldg マンション 部屋番号 号室 201 (共同住宅の場合) 等の名称 物 □木造 □鉄骨造 □その他 (混構造等) 構 造 種 別 延床面積 地上 5 階・地下 1 階 m^2 階 数 50 2018-01-01 本調査の実施日 □一戸建ての住宅 調査の区分 ■共同住宅等 (口住戸型 ■住棟型 建物状況調査基準に基づく劣化事象等の有無 図 有 □ 無 劣化事象等の有無 (下の『各部位の劣化事象等の有無』欄も記入すること) <構造耐力上主要な部分に係る調査部位> <雨水の浸入を防止する部分に係る調査部位> 建 劣化事象等 劣化事象等 物 無 調査できなかった 有 無 調査できなかった 有 外壁 基礎 X X 状 土台及び床組 軒裏 П X X 況 バルコニー X X 各部位の劣化事象等の 柱及び梁 X 内壁 X 調 外壁及び軒裏 X 天井 X 有無 バルコニー X \Box X 小屋組 ※調査対象がない部位 内壁 X X 屋根 天井 X は二重線で隠すこと 小屋組 X その他 X (蟻害) X (腐朽・腐食) (配筋調査) (コンクリート圧縮 強度 調査実施者の氏名 調査実施者への講習の 建 実施講習機関名及び修 物状況調査 了証明書番号 Ⅺ一級 □二級 □木造 建築士資格種別 ≥大臣登録 実施 第 뭉 建築士登録番号 □知事登録 所属事務所名 知事登録 第 묽 建築士事務所登録番号

建物状況調査の結果の概要 (重要事項説明用)の参考資料

■建物状況調査の内容

本調査は、既存住宅状況調査方法基準(平成 29 年国土交通省告示第 82 号)に適合する既存住宅状況調査であり、調査対象となる住宅について、目視を中心とした非破壊調査により、劣化事象等の状況を把握するものです。

そのため、本調査では次の行為は行っておりません。

- ① 設計図書等との照合をすること
- ② 現行建築基準関係規定の違反の有無を判定すること
- ③ 耐震性や省エネ性等の住宅にかかる個別の性能項目について当該住宅が保有する性能の程度を判定すること
- ④ 劣化事象等が建物の構造的な欠陥によるものか否か、欠陥とした場合の要因が何かといった瑕疵の有無または原因を判定すること

■建物状況調査の結果の概要(重要事項説明用)についての注意事項

- 1. 本調査結果は瑕疵の有無を判定するものではなく、瑕疵がないことを保証するものでもありません。
- 2. 本調査結果の記載内容について、調査時点からの時間経過による変化がないことを保証するものではありません。
- 3. 住宅には、経年により劣化が生じます。本調査結果の判定をもって、住宅の経年による通常の劣化が一切ないことを保証するものではありません。なお、住宅に生じている経年劣化の状態は過去のメンテナンスの実施状況等により異なります。
- 4. 本調査結果は建築基準関係法令等への適合性を判定するものではありません。
- 5. 本調査結果の一部または全部を、無断で複製、転載、加工、模造及び偽造することを禁じます。
- 6. 本調査結果を依頼主に無断で第三者が利用することを禁じます。また、本調査の受任者は、既存住宅売買 瑕疵保険の申請を目的として、本調査結果を委任者の承諾等を得て住宅瑕疵担保責任保険法人へ提出するこ とがあります。
- 7. 本調査と付随して行われる業務およびサービス(仲介・媒介およびリフォーム工事等)に係る調査概要、 費用の見積りならびに改修工事の方法等が提示される場合は、その内容と本調査結果とは関係ありま せん。
- 8. 本調査結果は、既存住宅瑕疵担保責任保険に加入したことを証するものではありません。既存住宅瑕疵担保責任保険の加入にあたっては、別途手続きが必要です。

建物状況調査の結果の概要(重要事項説明用)【鉄筋コンクリート造等】

作成日 2019-02-27 The Post Place Bldg 様邸 建物名称 建 ☑ 住居表示 所 在 地 □地名地番 The Post Place Bldg マンション 部屋番号 201 号室 (共同住宅の場合) 等の名称 □ 鉄筋コンクリート造 図 鉄骨鉄筋コンクリート造 □ その他(混構造等) 構 造 種 別 物 延床面積 階 階 地上 5 階・地下 1 m^2 数 50 2018-01-01 本調査の実施日 □一戸建ての住宅 ■共同住宅等 (□住戸型 図住棟型) 調査の区分 建物状況調査基準に基づく劣化事象等の有無 図有□無 (下の『各部位の劣化事象等の有無』欄も記入すること) 劣化事象等の有無 <構造耐力上主要な部分に係る調査部位> <雨水の浸入を防止する部分に係る調査部位> 建 物 劣化事象等 劣化事象等 有 無 調査できなかった 有 無 調査できなかった 状 基礎 X 外壁 \Box X 内壁 \Box X 況 床 X 柱及び梁 X 天井 調 X X 各部位の劣化事象等の 外壁 屋根 バルコニー及び共用 X 有無 査 廊下 ※調査対象がない部位 内壁 X X 天井 は二重線で隠すこと その他 (配筋調査) X (コンクリート圧縮 強度 調査実施者の氏名 調査実施者への講習の 実施講習機関名及び修 建物状況調査実施者 了証明書番号 □二級 🛛 一級 □木造 建築士資格種別 区大臣登録 第 뭉 建築士登録番号 □知事登録 所属事務所名 号 知事登録 第 建築士事務所登録番号

建物状況調査の結果の概要 (重要事項説明用)の参考資料

■建物状況調査の内容

本調査は、既存住宅状況調査方法基準(平成 29 年国土交通省告示第 82 号)に適合する既存住宅状況調査であり、調査対象となる住宅について、目視を中心とした非破壊調査により、劣化事象等の状況を把握するものです。

そのため、本調査では次の行為は行っておりません。

- ① 設計図書等との照合をすること
- ② 現行建築基準関係規定の違反の有無を判定すること
- ③ 耐震性や省エネ性等の住宅にかかる個別の性能項目について当該住宅が保有する性能の程度を判定すること
- ④ 劣化事象等が建物の構造的な欠陥によるものか否か、欠陥とした場合の要因が何かといった瑕疵の有無または原因を判定すること

■建物状況調査の結果の概要(重要事項説明用)についての注意事項

- 1. 本調査結果は瑕疵の有無を判定するものではなく、瑕疵がないことを保証するものでもありません。
- 2. 本調査結果の記載内容について、調査時点からの時間経過による変化がないことを保証するものではありません。
- 3. 住宅には、経年により劣化が生じます。本調査結果の判定をもって、住宅の経年による通常の劣化が一切ないことを保証するものではありません。なお、住宅に生じている経年劣化の状態は過去のメンテナンスの実施状況等により異なります。
- 4. 本調査結果は建築基準関係法令等への適合性を判定するものではありません。
- 5. 本調査結果の一部または全部を、無断で複製、転載、加工、模造及び偽造することを禁じます。
- 6. 本調査結果を依頼主に無断で第三者が利用することを禁じます。また、本調査の受任者は、既存住宅売買 瑕疵保険の申請を目的として、本調査結果を委任者の承諾等を得て住宅瑕疵担保責任保険法人へ提出するこ とがあります。
- 7. 本調査と付随して行われる業務およびサービス(仲介・媒介およびリフォーム工事等)に係る調査概要、費用の見積りならびに改修工事の方法等が提示される場合は、その内容と本調査結果とは関係ありません。
- 8. 本調査結果は、既存住宅瑕疵担保責任保険に加入したことを証するものではありません。既存住宅瑕疵担保責任保険の加入にあたっては、別途手続きが必要です。